

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目6番9号
アトラグループ株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 久世 博之

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。**

つきましては、**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日） 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル 当社大阪事務所
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
ご出席の株主様へのお土産は、昨年度より廃止しております。
例年実施している株主総会後の施術体験会は中止とさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源削減のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.artra-group.co.jp/>) に掲載いたします。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、柔道整復の療養費が減少傾向にあり、自費施術及び物販の拡大が課題となっております。

このような状況の下、当社グループは、ほねつぎフォーラム2021などの各種セミナーを開催し、ほねつぎチェーンの加盟院の増加、自費施術に使用する機材の販売、アトラ請求サービスの会員の増加、HONEY-STYLEの利用院の増加に取り組みました。

2021年7月に子会社化した株式会社One Third Residenceにおいて、Fitness Mirrorの販売、フィットネススクラブの運営、フランチャイズ展開の開始などに注力しました。これらの新規事業への先行投資から、利益面では費用が超過する状況となっております。

また、これまでの鍼灸接骨院支援事業で蓄積したリアル店舗に対する経営指導のノウハウを活かす新規事業の第1号案件として、2021年12月に株式会社ビーユーを子会社化しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が3,158,240千円（前連結会計年度比30.1%増）、営業損失が223,022千円（前連結会計年度は営業損失が410,160千円）、経常損失が224,672千円（前連結会計年度は経常損失が395,835千円）、親会社株主に帰属する当期純損失が351,122千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失が440,764千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

なお、当社グループは、前連結会計年度まで「鍼灸接骨院支援事業」の単一セグメントとしておりましたが、2021年12月に株式会社ビーユーを連結子会社化し、同社を「玩具販売事業」に区分したことに伴い、当連結会計年度より「鍼灸接骨院支援事業」及び「玩具販売事業」の2区分に変更しております。そのため、鍼灸接骨院支援事業を除き、前連結会計年度との比較・分析は行っておりません。

(鍼灸接骨院支援事業)

当セグメントの売上高は2,832,794千円（前連結会計年度比16.7%増）、営業損失は255,564千円（前連結会計年度は営業損失が410,160千円）となりました。

支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

既存の鍼灸接骨院の加盟促進に注力したことにより、当連結会計年度末におけるほねつぎチェーンの加盟院は、前連結会計年度末から30院増加し、184院となりました。

この結果、売上高は601,472千円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。

・機材、消耗品販売

柔道整復の療養費が減少傾向となる中、自費施術に使用する機材の需要は拡大しております。当社グループは、アトラアカデミーにおいて、動画の充実に取り組み、会員の増加を図っております。また、セミナーの開催をとおり、自費施術に使用する機材の拡販に取り組んでおります。

また、鍼灸接骨院専門ECサイトであるアトラストアでは、あしたの私をつくるケアカタログ「トトリエ」を発行し取扱商品の拡充を図りました。

この結果、売上高は877,276千円（前連結会計年度比0.4%減）となりました。

・アトラ請求サービス

当連結会計年度末における会員は、前連結会計年度末から38会員減少し、2,863会員となりました。また、前連結会計年度に実施したサーバー利用料の料金改定の影響等で増収となりました。A-COMSファイナンスサービス（療養費早期現金化サービス）利用会員への貸付残高は前連結会計年度末から17,504千円増加し、490,742千円となりました。

この結果、売上高は556,626千円（前連結会計年度比5.8%増）となりました。

・HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEは、前連結会計年度において、一部の機能を無料で開放しました。これにより、当連結会計年度末における利用院は前連結会計年度末から653院増加し、1,374院となりました。引き続き、有料プランのサービス強化を図り、無料プラン利用院から有料プラン利用院への移行を促進するべく取り組んでおりますが、有料プラン利用院が減少したことにより、減収となりました。なお、鍼灸接骨院の患者である会員は前連結会計年度末から16,119名増加し、440,014名となっております。

アトラアカデミーの会員は、前連結会計年度末から2,858会員増加し、18,368会員となりました。

この結果、売上高は128,954千円（前連結会計年度比19.1%減）となりました。

・介護支援

ほねつぎデイサービスの加盟店開発、既存加盟店のロイヤリティ収入の拡大及び直営店の売上拡大等に努めました。これにより、当連結会計年度末における加盟店は前連結会計年度末から2店舗増加し、23店となりました。なお、当連結会計年度に、株式会社ハッピーライフを子会社化しました。

この結果、売上高は365,055千円となりました。

・フィットネス関連

当連結会計年度に、株式会社One Third Residenceを子会社化しました。

この結果、売上高は131,383千円となりました。

・その他

売上高は172,026千円となりました。

(玩具販売事業)

2021年12月に株式会社ビーユーを子会社化しました。

この結果、当セグメントの売上高は325,446千円、営業利益は32,542千円となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は56,201千円であります。その主なものは、レンタル用機材、A-COMS開発などです。

(3) 資金調達の状況

第三者割当増資による新株の発行により293,980千円の資金調達を行いました。

その他、当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資本及び金融機関等からの借入金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

① 事業の拡大に対応する人材の確保及び育成

当社グループにとって最大の資産は、当社グループが保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。このため人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、資本効率の最大化を目指してまいります。また、社内研修の実施等、教育制度の一段の充実に努めてまいります。

② 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社グループの継続的な拡大を支えていくために、当社グループとして業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、引き続き重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実、強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

③ ほねつぎチェーンの拡大

当社グループは2010年からほねつぎチェーンの展開を開始しましたが、柔道整復師、はり師・きゅう師の確保は厳しさを増しております。このため、人材紹介事業を強化することで柔道整復師、はり師・き

ゅう師の確保に注力するとともに、異業種からの新規事業としての加盟に加え、既存の鍼灸接骨院の加盟を促し、ほねつぎチェーン加盟院の拡大に努めてまいります。

④ 自費施術の拡大

接骨院の数は増加傾向にありますが、柔道整復の療養費は減少傾向にあり、接骨院1院当たりの療養費に係る売上高は減少傾向にあります。そんな中、予防に係る自費施術を拡大することで療養費に過度に依存しない体制の構築が業界全体の課題となっております。当社グループは、セミナーの開催等により、自費施術の拡大を推し進め、自費施術に使用する機材の販売を拡大し、接骨院の経営基盤の構築と国民の健康に貢献してまいります。

⑤ 物販の拡大

療養費に過度に依存しない体制の構築に向けて、鍼灸接骨院での患者への物販の拡大に取り組んでまいります。具体的には、HONEY-STYLEのポイントシステムの活用を促し、「トトリエ」を活用したアトラストアでの物販の開始を推し進めてまいります。

⑥ 新商品の開発

当社グループは、自費施術の拡大に寄与するため、自費施術に使用する機材の発掘、開発に努めてまいります。また、アトラストアにおきましては、PB商品の開発に注力してまいります。

⑦ 療養費不正請求防止への取り組み

当社グループが支援を行う鍼灸接骨院業界では、一部の鍼灸接骨院において、療養費の不正請求が課題となっております。この課題に対処するため、ほねつぎチェーンにおいては巡回指導を行い、アトラ請求サービスの会員に対してはA-COMSをとおり、不正請求防止に役立つツールの提供等により、療養費の不正請求を防止すべく、注力してまいります。

⑧ A-COMSにおけるサービス内容の拡充

当社グループが開発したA-COMSについて、既存の顧客の満足度の向上及び今後の顧客拡大のためには、サービス内容の拡充が必要であると認識しております。A-COMSは拡張性があり、サービス内容の追加を行うことが可能でありますので、継続的にサービス内容の見直し及び拡充を行ってまいります。

⑨ HONEY-STYLE利用院の拡大

自費施術の拡大に伴い、予約管理の需要が拡大しております。当社グループは、当社グループが開発した鍼灸接骨院の口コミノ予約システムであるHONEY-STYLEの機能の一部（予約機能など）を無料で開放し、無料プラン利用院の拡大に努めてまいります。さらに無料プランから有料プランへの変更を促すべく、取り組んでまいります。

⑩ ほねつぎデイサービスの拡大

介護業界においては、機能訓練を重視したサービスの拡大が課題となっております。当社グループは、ほねつぎデイサービスをフランチャイズとして展開しており、柔道整復師が活躍できるモデルとして店舗数を拡大しております。ほねつぎチェーンに加え、ほねつぎデイサービスの拡大にも注力してまいります。

⑪ ワンサードフィットネスの拡大

鍼灸接骨院業界においては、予防のためのフィットネスの利用拡大が課題となっております。当社グル

ープは、ワンサードフィットネスをフランチャイズとして展開しており、鍼灸接骨院のオーナーが加盟することでシナジーの創出に貢献してまいります。

⑫ 玩具販売事業の拡大

2021年12月期に子会社化した株式会社ビーユアの玩具販売事業について、積極的に店舗の増加に取り組み、売上高、利益の拡大に努めてまいります。

⑬ 再生事業の拡大

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業で培ったリアル店舗に対する経営指導のノウハウを使い、リアル店舗を展開する企業の再生に取り組んでまいります。

⑭ 業績回復に向けた施策及び財務健全性の強化について

〔(1) 事業の経過及びその成果〕に記載のとおり、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、当連結会計年度において、223,022千円の営業損失、224,672千円の経常損失、351,122千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。このような環境下にはあるものの、当社グループとしては、引き続き、自費施術を拡大することで過度に療養費に依存しない接骨院の体制構築に貢献するとともに、以下の施策を実施し、業績回復に努めてまいります。

- ・自費施術の拡大を訴求し、ほねつぎチェーン加盟院の増加を図ってまいります。
- ・アトラアカデミーの会員向けに自費施術に関するセミナーを開催し、新規顧客の獲得に注力し、機材販売の拡大を図ってまいります。
- ・療養費請求に使用するシステムA-COMSの有効活用を提案し、会員の増加に繋げてまいります。
- ・新規事業として、Fitness Mirrorの販売、接骨院、介護事業とのシナジーの創出を進め、売上、利益の拡大を図ってまいります。

また、金融機関との関係は引き続き良好であり、与信姿勢についても従前と大きな変化はなく、当連結会計年度において、短期借入金を514,100千円返済する一方、1,260,000千円の長期借入を実行し、当社グループの当連結会計年度末現在の現金及び預金残高は1,835,494千円となっております。当連結会計年度において351,122千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上したものの、当連結会計年度末現在の純資産は1,439,452千円あり、自己資本比率も25.7%となっており、財務健全性に問題はないものと考えております。引き続き、収益改善の対応策を進めるとともに財務体質の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2018年12月期	第15期 2019年12月期	第16期 2020年12月期	第17期 (当連結会計年度) 2021年12月期
売 上 高 (千円)	3,479,200	2,833,781	2,426,748	3,158,240
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	163,697	31,411	△395,835	△224,672
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	269,930	△146,664	△440,764	△351,122
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	30.88	△16.71	△49.87	△36.76
総 資 産 額 (千円)	4,491,805	4,323,379	4,342,404	5,595,364
純 資 産 額 (千円)	2,000,169	1,837,657	1,369,911	1,439,452
1株当たり純資産額 (円)	228.22	208.95	154.00	147.69

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
アトラファイナンス株式会社	3,000万円	100%	療養費早期現金化サービス
アトラケア株式会社	2,500万円	100%	ほねつぎデイサービス等の直営事業
アトラプランニング株式会社	500万円	100%	建設業、宅地建物取引業
株式会社ピーユー	127,781万円	100%	玩具販売事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業を展開しております。接骨院における療養費が減少傾向となる中、自費施術や物販の拡大を支援しています。具体的には、アトラアカデミーにおいて、様々な動画を掲載し、自費施術等に係るセミナーを開催しています。ほねつぎチェーンにおいては、加盟院に対し、自費施術のノウハウを提供しております。また、ほねつぎチェーン加盟院を含む鍼灸接骨院に、自費施術に使用する機材を販売し、過度に療養費に依存しない体制の構築をサポートしています。アトラ請求サービスにおいては、当社が開発した療養費請求に使用するシステムA-COMSを提供し、療養費の請求を代行しております。HONEY-STYLEにおいては、ポイントシステムを活用した物販の拡大をサポートしています。ほねつぎデイサービスにおいては、柔道整復師によるサービス提供という特長を活かし、フランチャイズの加盟店に対し、開店支援、運営指導を実施しております。ワンサードフィットネスにおいては、24時間のフィットネスジムを展開しています。オンラインフィットネスのデバイスであるFitness Mirrorにおいては、フィットネスジムや各家庭などに設置し、いつでもトレーニングできる環境を提供しております。

株式会社ビーユーにおいては、ペリカンという店舗において、玩具、文具等を販売しております。これらの事業をとおり、企業理念である「世界中の人を健康にしたい。」の実現に注力しています。

(8) 主要な事業所

本 店	大阪市西区立売堀四丁目6番9号
大 阪 事 務 所	大阪市西区立売堀四丁目5番7号

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	53名増	41.3歳	8年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。
 2. 2021年7月に株式会社One Third Residence、2021年12月に株式会社ビーユーを連結子会社化したことにより、当社グループの就業人員が増加しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	787,419千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	433,314千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	323,216千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,767,000株 (自己株式20,266株を含む)
- (3) 株 主 数 9,394名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 社 団 法 人 み ど り 会	3,808,000株	39.06%
ソ ケ ン プ ン	837,900株	8.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	334,300株	3.42%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	276,000株	2.83%
片 田 徹	253,100株	2.59%
久 世 博 之	207,300株	2.12%
田 中 克 典	154,700株	1.58%
柚 木 孝 夫	150,000株	1.53%
会 田 正 英	120,000株	1.23%
上 遠 野 俊 一	95,600株	0.98%

(注) 持株比率は自己株式 (20,266株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	40,000株	2名

- (注) 1. 当該報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。
2. 2019年3月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額2千万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間から50年間までの間で、当社の取締役会が定める期間とすることとしています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久 世 博 之	CEO アトラプランニング株式会社 取締役 株式会社One Third Residence 取締役 株式会社ビーユー 取締役
取 締 役	田 中 雅 樹	CFO 兼 経理財務部担当 兼 総務人事部担当 株式会社One Third Residence 取締役 株式会社ビーユー 取締役
取締役（監査等委員）	高 田 明 夫	高田明夫法律事務所 所長 NCホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	岩 田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	奥 村 佳 文	B T J 税理士法人 パートナー

- (注) 1. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）の高田明夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）の岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）の奥村佳文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 田中克典氏、片田徹氏、柚木孝夫氏、福田欣也氏、内藤克友氏は2021年3月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
蘇 乾 間	2021年12月24日	代表取締役社長CEO 株式会社One Third Residence 代表取締役

(2) 取締役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
久世博之	代表取締役会長兼社長CEO	取締役会長	2021年12月24日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為等一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

① 報酬の決定方針

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役ごとの報酬限度額を決定しています。

取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、基本報酬、及び非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成しています。また、監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみで構成しています。

基本報酬につきましては、任意の報酬委員会にて、会社の業績等を踏まえ、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、個人別の報酬等の案を決定し、取締役会に上程します。この上程案を取締役会で十分に協議し、決定しています。株式報酬については、当社の監査等委員である取締役を除く取締役に対する、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。個人別の報酬等の額については、任意の報酬委員会が、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、個人別の報酬等の案を決定し、取締役会に上程します。この上程案を取締役会で十分に協議し、決定しています。

なお、報酬決定の方針については、報酬委員会において審議し、その答申を受けた取締役会において決定しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 非金銭報酬に関する事項

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)が、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として譲渡制限株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及び交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

③ 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年3月26日開催の定時株主総会において年額2億5千万円以内(決議当時7名)(うち社外取締役分1千万円以内)と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で2019年3月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額2千万円以内とし、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年40,000株以内(決議当時7名)と決議しています。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の定時株主総会において年額5千万円以内(決議当時3名)と決議しています。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	90,130千円 (-千円)	83,070千円 (-千円)	-	7,060千円 (-千円)	7名 (-名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,400千円 (14,400千円)	14,400千円 (14,400千円)	-	- (-千円)	3名 (3名)
合計	104,530千円	97,470千円	-	7,060千円	10名

- (注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く)の支給員数及び報酬額等には、2021年3月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役5名を含んでおります。
2. 上記の取締役(監査等委員を除く)支給人員には、無報酬の1名は含んでおりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	高田明夫法律事務所 所長 NCホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)	重要な取引その他の関係はありません。
	岩田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	奥村 佳文	B T J 税理士法人 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	岩田 潤	当事業年度に開催された取締役会には、24回中23回出席し、監査等委員会には、21回中20回出席し、主に公認会計士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	奥村 佳文	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

③ 社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	弁護士としての法的視点および企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、法令、リスク管理等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。
	岩田 潤	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、会計、財務等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。
	奥村 佳文	税理士としての税務・財務及び会計に関する豊富な知識と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、税務、会計実務等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	34,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、2014年7月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2018年3月23日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - (2) 当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
 - (3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 内部統制推進室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを閲覧できる体制を構築する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
 - (2) 有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「企業理念」、「経営理念」を社内内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - (2) 監査等委員会及び内部統制推進室は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員（監査等委員会補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに、予算を策定する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (3) 監査等委員会補助者が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
 - (3) 監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
 - (4) 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないように適切な措置を講じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員会監査等に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査等の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
 - (2) 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は債務の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務執行に必要な場合を除き、速やかにこれに応じる。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては24回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、闊達な意見交換のもと、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 監査等委員会規程に基づき、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、当事業年度においては21回の監査等委員会を開催いたしました。監査等委員会では監査等委員会監査等基準に基づいた監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部統制推進室、会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部統制推進室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。内部統制推進室と監査等委員会及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ コンプライアンス規程に基づき、毎月1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、内部通報制度運用規程を制定し、内部通報制度を導入しており、コンプライアンスに抵触する恐れのある事態の発生を未然に防止するとともに、早期解決に取り組んでおります。

-
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中に記載の金額には消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,803,287	流動負債	2,154,339
現金及び預金	1,835,494	買掛金	352,947
売掛金	324,707	短期借入金	300,000
営業貸付金	490,742	1年内返済予定の長期借入金	407,689
商品	740,323	未払金	187,438
仕掛品	3,791	未払法人税等	24,093
その他	412,195	賞与引当金	24,780
貸倒引当金	△3,967	ポイント引当金	15,569
固定資産	1,792,077	収納代行預り金	577,718
有形固定資産	127,421	預り金	57,771
建物	62,536	その他	206,332
工具、器具及び備品	31,928	固定負債	2,001,571
土地	27,152	長期借入金	1,727,077
リース資産	5,804	繰延税金負債	11,405
その他	0	退職給付に係る負債	92,484
無形固定資産	483,120	資産除去債務	167,395
のれん	224,564	その他	3,209
ソフトウェア	249,095	負債合計	4,155,911
その他	9,460	純資産の部	
投資その他の資産	1,181,536	株主資本	1,441,669
投資有価証券	761,058	資本金	722,187
長期貸付金	29,392	資本剰余金	898,503
繰延税金資産	6,019	利益剰余金	△178,861
その他	449,503	自己株式	△159
貸倒引当金	△64,436	その他の包括利益累計額	△2,216
資産合計	5,595,364	その他有価証券評価差額金	△2,216
		純資産合計	1,439,452
		負債・純資産合計	5,595,364

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,158,240
売上原価		2,281,994
販売費及び一般管理費		876,245
営業外収益		1,099,267
営業外損失		223,022
受取利息	100	
受取手数料	9,270	
補助金収入	12,897	
保険解約返戻金	5,852	
その他	5,883	34,003
営業外費用		
支払利息	10,948	
支払手数料	8,150	
投資事業組合運用損	964	
株式交換費用	14,054	
その他	1,535	35,653
特別利益		224,672
固定資産売却益	710	
投資有価証券売却益	30,120	
関係会社株式売却益	14,139	
新株予約権戻入益	1,000	
負ののれん発生益	1,023	
受取和解金	10,000	56,993
特別損失		
減損損失	51,950	
固定資産除却損	638	
投資有価証券評価損	95,985	
支払和解金	15,000	163,575
税金等調整前当期純損失		331,253
法人税、住民税及び事業税	16,589	
法人税等調整額	3,279	19,868
当期純損失		351,122
親会社株主に帰属する当期純損失		351,122

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	565,143	591,459	203,371	△159	1,359,814
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	157,044	157,044			314,088
剰 余 金 の 配 当			△31,110		△31,110
親会社株主に帰属する 当期純損失			△351,122		△351,122
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		150,000			150,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	157,044	307,044	△382,233	-	81,854
当 期 末 残 高	722,187	898,503	△178,861	△159	1,441,669

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	9,096	9,096	1,000	1,369,911
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				314,088
剰 余 金 の 配 当				△31,110
親会社株主に帰属する 当期純損失				△351,122
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				150,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△11,313	△11,313	△1,000	△12,313
当 期 変 動 額 合 計	△11,313	△11,313	△1,000	69,541
当 期 末 残 高	△2,216	△2,216	-	1,439,452

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 6 社
- ② 連結子会社の名称…………アトラファイナンス株式会社
アトラケア株式会社
アトラプランニング株式会社
株式会社ハッピーライフ
株式会社One Third Residence
株式会社ビーユー

当連結会計年度において株式会社ハッピーライフ、株式会社One Third Residence及び株式会社ビーユーの株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度において株式を取得した株式会社ONE THIRD REAL ESTATEを連結の範囲に含めましたが、当連結会計年度中に株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ビーユーの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

商 品………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産……………主に定率法

(リース資産を除く) ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	2～17年
工	具、器具及び備品	2～10年

ロ 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)による定額法によっております。

ハ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ ポイント引当金……………将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付に係る負債の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

ロ 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ のれんの償却に関する事項……………のれんの償却については、発生日以後5年間で均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	127,421
無形固定資産 (のれん除く)	258,555
のれん	224,564
減損損失	51,950

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産 (のれんを含む) のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては利益の予想等に基づいて慎重に検討しておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(2) 投資有価証券

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	761,058
投資有価証券評価損	95,985

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。出資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、当該減少額を投資有価証券評価損として計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、投資有価証券評価損の計上が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 367,327千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資その他の資産

その他（長期預金）

100,000千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金

19,992千円

長期借入金

80,008千円

計

100,000千円

(3) 偶発債務

重要な訴訟事件

① 当社は以下のとおり、2018年10月4日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」という。）として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の3社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
有限会社アイマップ	静岡県静岡市駿河区
株式会社インバンクメント	東京都品川区
株式会社黒井商事	山口県宇部市

ハ 訴訟の内容

上記3社は、訴訟において、当社に対して合計235,233千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ② 当社は以下のとおり、2019年10月3日に訴訟を提起され、2019年11月8日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「はねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、株式会社リブラボより、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社リブラボ	東京都世田谷区

ハ 訴訟の内容

当社に対して148,507千円及びこれに対する2019年11月9日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
 普通株式 9,767,000株

(2) 配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,110	3.50	2020年 12月31日	2021年 3月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものに関する事項
 当連結会計年度に属する配当は、無配につき記載すべき事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関等からの借入により資金をまかなっております。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク
 営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。
 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は1年以内の支払期日であります。
 収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。
 短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社グループの与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注) 2を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,835,494	1,835,494	—
② 売掛金 貸倒引当金(※1)	324,707 △1,217		
	323,489	323,489	—
③ 営業貸付金 貸倒引当金(※1)	490,742 △2,741		
	488,001	488,001	—
資産計	2,646,985	2,646,985	—
① 買掛金	352,947	352,947	—
② 短期借入金	300,000	300,000	—
③ 未払金	187,438	187,438	—
④ 未払法人税等	24,093	24,093	—
⑤ 収納代行預り金	577,718	577,718	—
⑥ 預り金	57,771	57,771	—
⑦ 長期借入金(※2)	2,134,766	2,132,711	△2,054
負債計	3,634,734	3,632,680	△2,054

(※1) 売掛金及び営業貸付金については、貸倒引当金を控除しております。

(※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等、⑤ 収納代行預り金、⑥ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	133,293
非上場株式	627,764

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,835,494	—	—	—
売掛金	324,707	—	—	—
営業貸付金	490,742	—	—	—
合計	2,650,944	—	—	—

(注) 4 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	407,689	370,263	381,382	280,811	216,850	477,771
合計	707,689	370,263	381,382	280,811	216,850	477,771

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	147円69銭
1株当たり当期純損失	36円76銭

9. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
群馬県、神奈川県、 愛知県、兵庫県、福 岡県、大分県	直営店舗	建物	30,746
		工具、器具及び備品	3,232
		その他 (有形固定資産)	1,558
		その他 (投資その他の資産)	417
		小計	35,954
大阪府他	事業用資産	工具、器具及び備品	10,600
		その他 (有形固定資産)	844
		ソフトウェア	4,551
		小計	15,996
合計			51,950

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産についてはサービスを基準としてグルーピングを行っております。なお、直営事業については店舗ごとに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

収益性の低下している直営店舗及び事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、感染拡大を避けるべく様々な工夫がなされております。当社グループの運営する鍼灸接骨院・デイサービスにおいても院内感染・店内感染を防ぐよう努めております。新型コロナウイルス感染症による影響は継続しており、感染が収束する時期を見通すことは困難ですが、一定期間にわたり継続するものの、その後は徐々に回復するものと仮定して、固定資産の減損、たな卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性などを見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響の長期化によって上述の仮定が見込まれなくなった場合には、実際の結果がこれらの見積りと異なる場合があります。

(3) 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(株式会社One Third Residence)

① 企業結合の概要

イ 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社One Third Residence

事業の内容 Fitness Mirrorに関する事業、フィットネスクラブの運営

ロ 企業結合を行った主な理由

Fitness Mirrorに関する事業において、鍼灸接骨院支援事業のノウハウをコンテンツに活かし、鍼灸接骨院やデイサービスなどでの活用も促進することで、シナジーが創出できるためであります。また、フィットネスクラブのフランチャイズ展開において、当社の子会社となることにより強固な協力関係を構築し、事業展開のスピードアップを図るためであります。

ハ 企業結合日

2021年7月20日

ニ 企業結合の法的形式

株式取得

ホ 結合後企業の名称

変更ありません。

ヘ 取得した議決権比率

100%

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

② 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年7月1日から2021年12月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価につきましては、売主との契約上の守秘義務に基づき非公表としておりますが、公平性・妥当性を確保するため、第三者機関による評価額を基に、双方協議の上で適切な金額を算出して決定しております。

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ 発生したのれん金額

249,516千円

ロ 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される、将来の超過収益力から発生したものであります。

ハ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(株式会社ビーユー)

① 企業結合の概要

イ 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ビーユー

事業の内容 玩具、文具等の販売

ロ 企業結合を行った主な理由

業績が低迷している会社を買収し、再生する新規事業の第1号案件として、これまでの鍼灸接骨院支援事業で蓄積したリアル店舗に対する経営指導のノウハウを活かし、経費削減に加え、リアル店舗におけるオペレーションの改善に取り組み、生産性の向上を図るためであります。

ハ 企業結合日

2021年12月1日

ニ 企業結合の法的形式

株式取得

ホ 結合後企業の名称

変更ありません。

ヘ 取得した議決権比率

100%

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

② 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年12月1日から2021年12月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	0千円
-------	----	-----

取得原価		0千円
------	--	-----

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,477,087	流動負債	1,684,947
現金及び預金	1,295,764	買掛金	45,315
売掛金	208,332	短期借入金	300,000
商品	250,406	1年内返済予定の長期借入金	371,535
仕掛品	3,791	リース債務	3,137
前払費用	17,272	未払金	118,470
関係会社短期貸付金	604,000	未払費用	44,427
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449	未払法人税等	12,706
立替金	8,329	未払消費税等	60,422
その他	10,047	前受金	64,955
貸倒引当金	△1,307	収納代行預り金	584,241
固定資産	1,844,423	預り金	40,288
有形固定資産	82,580	賞与引当金	21,300
建物	19,669	ポイント引当金	15,569
工具、器具及び備品	29,954	その他	2,576
土地	27,152	固定負債	1,395,390
リース資産	5,804	長期借入金	1,321,229
その他	0	リース債務	3,209
無形固定資産	258,555	繰延税金負債	4,012
ソフトウェア	249,095	退職給付引当金	46,752
ソフトウェア仮勘定	9,460	資産除去債務	20,187
投資その他の資産	1,503,287	負債合計	3,080,338
投資有価証券	761,058	純資産の部	
関係会社株式	199,553	株主資本	1,243,389
長期貸付金	29,392	資本金	722,187
関係会社長期貸付金	575,769	資本剰余金	748,503
破産更生債権等	22,105	資本準備金	748,503
長期前払費用	8,339	利益剰余金	△227,141
長期預金	100,000	その他利益剰余金	△227,141
長期未収入金	5,206	繰越利益剰余金	△227,141
敷金	35,481	自己株式	△159
その他	476	評価・換算差額等	△2,216
貸倒引当金	△234,093	その他有価証券評価差額金	△2,216
資産合計	4,321,511	純資産合計	1,241,173
		負債・純資産合計	4,321,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,052,196
売上原価	1,344,932
販売費及び一般管理費	707,264
営業外収益	890,919
営業外費用	183,655
受取利息	15,110
受取手数料	9,270
受取託入金	17,400
受取金の他	789
営業外費用	981
支払利息	10,505
支払手数料	7,150
投資事業組合運用	964
株式取引の他	5,987
経常損失	51
特別利益	24,658
固定資産売却益	400
投資有価証券売却益	30,120
新株予約権戻入益	1,000
受関係会社株式受贈益	10,000
特別損失	7,500
減定資産除却損失	16,078
投資有価証券売却損	638
受関係会社株式売却損	95,985
支払和議金額	733
貸倒引当金繰入	15,000
税引前当期純損	50,550
法人税、住民税及び事業税	178,986
法人税等調整額	294,729
当期純損	4,420
	△723
	3,696
	298,426

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	565,143	591,459	591,459	102,395	102,395	△159	1,258,838
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	157,044	157,044	157,044				314,088
剰 余 金 の 配 当				△31,110	△31,110		△31,110
当 期 純 損 失				△298,426	△298,426		△298,426
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	157,044	157,044	157,044	△329,537	△329,537	-	△15,448
当 期 末 残 高	722,187	748,503	748,503	△227,141	△227,141	△159	1,243,389

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	9,096	9,096	1,000	1,268,935
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				314,088
剰 余 金 の 配 当				△31,110
当 期 純 損 失				△298,426
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△11,313	△11,313	△1,000	△12,313
当 期 変 動 額 合 計	△11,313	△11,313	△1,000	△27,762
当 期 末 残 高	△2,216	△2,216	-	1,241,173

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ ポイント引当金……将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。
- ④ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	82,580
無形固定資産	258,555
減損損失	16,078

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(1)有形固定資産及び無形固定資産」の内容と同一であります。

(2) 投資有価証券及び関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
投資有価証券	761,058
関係会社株式	199,553
投資有価証券評価損	95,985

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(2)投資有価証券」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 245,578千円

(2) 担保に供されている資産

長期預金 100,000千円

上記は、関係会社の金融機関からの借入の担保に供しております。

(3) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社ビーユー 100,000千円

(4) 偶発債務

重要な訴訟事件

- ① 当社は以下のとおり、2018年10月4日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の3社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
有限会社アイマップ	静岡県静岡市駿河区
株式会社インバンクメント	東京都品川区
株式会社黒井商事	山口県宇部市

ハ 訴訟の内容

上記3社は、訴訟において、当社に対して合計235,233千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ② 当社は以下のとおり、2019年10月3日に訴訟を提起され、2019年11月8日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、株式会社リブラボより、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社リブラボ	東京都世田谷区

ハ 訴訟の内容

当社に対して148,507千円及びこれに対する2019年11月9日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	20,096千円
短期金銭債務	7,799千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	106,744千円
売上原価・販売費及び一般管理費	17,740千円
営業取引以外の取引高	32,112千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	20,266株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	98,306
賞与引当金	6,517
ポイント引当金	4,764
未払事業税	2,424
前受金	6,886
譲渡制限付株式報酬	3,253
減価償却超過額	3,653
減損損	34,026
投資有価証券評価損	71,073
関係会社株式評価損	15,299
投資有価証券売却益	6,732
貸倒引当金	72,009
退職給付引当金	14,306
資産除去債務	6,177
その他有価証券評価差額金	2,335
税務上の繰越欠損金	113,825
その他	13,367
繰延税金資産小計	474,959
評価性引当額	△474,959
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
たな卸資産否認額	△566
資産除去債務に対応する除却費用	△1,032
その他有価証券評価差額金	△2,387
その他	△25
繰延税金負債合計	△4,012
繰延税金負債の純額	△4,012

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	アトラファイナンス(株)	大阪市西区	30,000	療養費早期現金化サービス他	所有直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付(回収)	803,960 (780,410)	関係会社短期貸付金	104,000	
									1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449	
									関係会社長期貸付金	285,769	
							受取利息	8,285	未収利息	624	
	アトラケア(株)	大阪市西区	25,000	介護事業その他	所有直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付	-	関係会社長期貸付金	290,000	
									受取利息	5,801	未収利息
	(株)One Third Residence	東京都千代田区	78,000	フィットネス関連	所有直接 85.2	資金貸付先	資金の貸付(回収)	100,000 (100,000)	-	-	
									受取利息	268	-
	(株)ピーユー	大阪市西区	1,277,818	玩具販売事業	所有直接 100.0	資金貸付先債務保証先	資金の貸付	500,000	関係会社短期貸付金	500,000	
									受取利息	657	未収利息
債務保証									100,000	-	-

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 債務保証については、子会社の銀行借入金に係る債務保証を行っております。
3. アトラケア(株)に対する関係会社長期貸付金に対して、181,210千円の貸倒引当金(当事業年度における繰入額50,550千円)を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	蘇乾聞	—	—	取締役	被所有 直接 8.57	—	第三者割当増資	299,968	—	—
							関係会社株式の取得	137,000	関係会社株式	117,500
							関係会社株式の売却 売却代金 売却損	19,500 733	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
第三者割当増資については、2021年3月12日開催の取締役会において決議されたものであり、当社が行った増資(837,900株)を1株358円で引き受けたものであります。なお、1株当たりの発行価額は上記取締役会決議日の直前営業日(2021年3月11日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。
関係会社株式の取得及び関係会社株式の売却については、第三者機関による評価額等を基に、双方協議の上で適切な金額を算出して決定しております。
3. 蘇乾聞は2021年12月24日をもって、当社代表取締役社長を辞任しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	127円34銭
1株当たり当期純損失	31円24銭

10. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
大阪府他	事業用資産	工具、器具及び備品	10,600
		その他 (有形固定資産)	926
		ソフトウェア	4,551
合 計			16,078

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産についてはサービスを基準としてグルーピングを行っております。

収益性の低下している事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社が属する鍼灸接骨院業界におきましては、感染拡大を避けるべく様々な工夫がなされております。新型コロナウイルス感染症による影響は継続しており、感染が収束する時期を見通すことは困難ですが、一定期間にわたり継続するものの、その後は徐々に回復するものと仮定して、固定資産の減損、たな卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性などの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響の長期化によって上述の仮定が見込まれなくなった場合には、実際の結果がこれらの見積りと異なる場合があります。

(3) 企業結合に関する注記

取得による企業結合

連結計算書類「連結注記表 9. その他の注記 (3) 企業結合に関する注記」の内容と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

アトラグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目	細	実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄	一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトラグループ株式会社（旧会社名 アトラ株式会社）の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラグループ株式会社（旧会社名 アトラ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

アトラグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目	細	実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄	一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトラグループ株式会社（旧会社名 アトラ株式会社）の2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

アトラグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 高田 明 夫 ㊟

監査等委員 岩田 潤 ㊟

監査等委員 奥村 佳文 ㊟

(注) 監査等委員高田明夫、岩田潤及び奥村佳文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（2名）が任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため及び経営監督機能の強化を図るため取締役2名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">きゅう せ ひろ ゆき 久 世 博 之 (1973年5月8日生)</p>	<p>2000年4月 八幡屋整骨院 勤務開始 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社権左エ門（現 当社）設立 代表取締役社長 2006年4月 株式会社トライニン 代表取締役 2007年6月 同社 取締役 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役 2018年3月 アトラケア株式会社 取締役 2018年3月 当社 CEO 2021年3月 当社 取締役会長（現任） 2021年3月 アトラプランニング株式会社 取締役（現任） 2021年7月 株式会社One Third Residence 取締役（現任） 2021年12月 株式会社ビーユー 取締役（現任） 2021年12月 当社 代表取締役社長CEO（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） アトラプランニング株式会社 取締役 株式会社One Third Residence 取締役 株式会社ビーユー 取締役</p> <p>【選任理由】 久世博之氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、当社設立時より取締役を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	207,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">た な か ま さ き 田 中 雅 樹 (1972年1月22日生)</p>	<p>1995年4月 関西テレメッセージ株式会社 入社 1999年9月 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 入社 2001年10月 新コスモス電機株式会社 入社 2007年3月 株式会社JCLバイオアッセイ 入社 2009年6月 同社 取締役経営企画室長 2013年6月 株式会社MACオフィス 入社 2014年1月 同社 執行役員管理本部長 2014年3月 当社 取締役（現任） 2015年3月 当社 管理部長 2017年4月 当社 経理財務部長 兼 総務人事部担当 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役 2018年2月 当社 管理部担当 2018年3月 当社 CFO（現任） 2019年7月 当社 経理財務部担当 兼 総務人事部担当（現任） 2021年7月 株式会社One Third Residence 取締役（現任） 2021年12月 株式会社ビューユー 取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） 株式会社One Third Residence 取締役 株式会社ビューユー 取締役</p> <p>【選任理由】 田中雅樹氏は、上場会社の管理部門における豊富な経験を有しており、2014年3月より当社の取締役を務め、経理財務部及び総務人事部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	64,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">た なか かつ のり 田 中 克 典 (1974年9月30日生)</p>	<p>1997年4月 JA大阪中河内 入組 2004年1月 AIGエジソン生命保険株式会社 入社 2005年10月 有限会社権左エ門（現 当社）入社 2006年2月 当社 取締役 2006年11月 株式会社ATTECC 代表取締役 2009年4月 株式会社トライニン 取締役 2015年2月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 2015年2月 当社 営業部担当（現任） 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 代表取締役（現任） 2018年3月 アトラケア株式会社 代表取締役 2018年3月 当社 COO 2021年3月 当社 執行役員（現任） 2021年3月 アトラケア株式会社 取締役（現任） 2021年7月 株式会社One Third Residence 取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 取締役 株式会社One Third Residence 取締役</p> <p>【選任理由】 田中克典氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2006年2月より当社の取締役または執行役員を務め、営業部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	154,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">かた だ とおる 片 田 徹 (1961年9月26日生)</p>	<p>1984年4月 歯科技工所関西歯研 入社 1990年4月 有限会社KDL 設立 代表取締役 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社Medical Art 代表取締役 2009年11月 当社 取締役 2014年4月 当社 経営戦略室長 2015年2月 当社 情報システム部担当 2017年4月 当社 ITソリューション事業部担当 2018年1月 当社 療養費請求代行部長 2018年4月 当社 療養費請求代行部担当（現任） 2019年7月 当社 経営戦略部長（現任） 2021年3月 当社 執行役員（現任） 2021年12月 株式会社ビーユー 取締役（現任） 2022年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） 株式会社ビーユー 取締役 アトラファイナンス株式会社 取締役</p> <p>【選任理由】 片田徹氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2009年11月より当社の取締役または執行役員を務め、経営戦略部及び療養費請求代行部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	253,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役候補者の専門性経験（スキルマトリクス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	社長経験	財務、会計、税務	ガバナンス	業界の知見	新商品・新サービス開発	営業、販売	法 務	IT	M & A
1	久世 博之	○		○	○	○	○			○
2	田中 雅樹		○	○				○		○
3	田中 克典	○			○		○			○
4	片田 徹	○			○			○	○	

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会の決議に基づき、同監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査等委員会が協立監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、協立監査法人の専門性、独立性、適切性、品質管理体制及び監査報酬の水準等について総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

協立監査法人の主たる事務所及び沿革等は次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

名 称	協立監査法人		
事 務 所	(主たる事務所) 大阪府大阪市中央区瓦町三丁目4番8号 (従たる事務所) 東京都豊島区北大塚2丁目24-5-301		
沿 革	1975年4月設立		
概 要	資本金	21百万円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	6
		職員 (公認会計士)	18
		(その他の職員)	4
	合計	28	
	監査関与会社	16社	

なお、協立監査法人は、2022年4月1日に神明監査法人と合併し、合併後は協立神明監査法人に名称変更します。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル
当社大阪事務所



- ご案内
1. 地下鉄中央線「阿波座駅」2番出口より徒歩にて約5分です。
 2. 駐車場及び駐輪場はございませんので、お車又は自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用して
います。